

地域包括支援センターこまえ正吉苑
運 営 管 理 規 定

(事業の目的)

第1条

地域包括支援センターこまえ正吉苑（以下「支援センター」という）が行う介護予防支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、支援センターの職員（以下「職員」という）が要支援状態にある利用者に介護予防ケアマネジメントを効果的におこなうこと、在宅介護に関する総合的な相談に応ずることを目的とする。

(運営の方針)

第2条

(1) 支援センター職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその在宅において、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行なう。

(2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業から、総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整する。

(3) 事業の実施にあたっては、ニーズに対応した各種の保険・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係行政機関及び居宅介護支援事業者等と連絡調整を図る。

(支援センターの名称)

第3条 事業を行う支援センター名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域包括支援センターこまえ正吉苑
- (2) 所在地 東京都狛江市西野川2-27-23

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 支援センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 社会福祉士 常勤1名
主任介護支援専門員 常勤1名
保健師等 常勤1名

(営業日)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

(3)併設施設(こまえ正吉苑)の協力・電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法、内容及び利用料金)

第6条 支援センターの事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、この事業を提供した場合の利用料は厚生労働大臣等が定める基準によるものとする。

(1)指定介護予防支援

- ・介護予防サービス支援計画作成および評価
- ・予防給付にかかる介護報酬支払業務

(2)その他、介護予防ケアマネジメントの実施に関すること。

(その他運営について留意事項)

第7条

(1)支援センターは、職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後1か月以内
- ・現任者研修 年6回以上

(2)職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3)職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(高齢者虐待防止のための指針)

第8条 苑及び施設は、人権の擁護、虐待を防止するために虐待防止検討委員会を設置し、3か月に1回以上委員会を開催し関係法令等により、適正に運営されているか、防止と早期発見に努める。また高齢者虐待防止をすることを目的に介護職員、その他関係する職員を対象とした研修を年1回以上行うこととする。

2 その他、虐待防止への対応原則については、高齢者虐待防止のための指針に定める。

附則

この規定は、平成19年4月1日から実施する。

この規定は、平成25年1月1日から改訂する。

この規定は、令和6年4月1日から改訂する。